

河合塾 被災者特別奨学制度ご案内

【能登半島地震特例】

河合塾では、本年度入塾希望者で、2024年1月に発生した能登半島地震によって家屋が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の被害を受け方に対し、経済的支援を図るため、被災者特別奨学生制度【特例】を設けています。

下記の条件に該当する方で、当制度の利用を希望される場合は、河合塾各校舎窓口までお申し出ください。

1. 対象者

2024年1月に発生した能登半島地震によって家屋が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の被害を受けた方で、河合塾大学受験科への入塾を希望する方を対象とします。

※1浪生に限ります。

2. 免除内容

対象コース	入塾		入寮(※1)		講習(※2)	
	入塾金	授業料	入寮費	寮費・管理費	夏期	冬期・直前
大学受験科	全額免除	半額免除	全額免除	半額免除	6講座無料	6講座無料

※:免除は正規額に対しての免除割合です。

※1:入寮については、河合塾専用寮のみ対象です。

※2:講習は標準講座(夏期/冬期:90分×5講、直前:90分×4講)を基準とします。

3. 提出書類

入塾申込時に下記の書類をご提出ください(*印の書類は河合塾各校舎窓口にてご請求ください)。

- (1)「河合塾被災者特別奨学生 認定申込書」*
- (2)被災に関する証明書として、被災元の「罹災証明書」(コピー可)